

利用者負担額表(2・3号認定)

市階層	定義	多子 軽減	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
O10	被生活保護世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2A	市町村民税非課税世帯であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2B	市町村民税非課税世帯 (O10・O2A階層を除く)	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3A	市町村民税所得割課税額48,600円未満であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	6,520	6,520	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3B	市町村民税所得割課税額48,600円未満 (O3A階層を除く)	第1子	14,130	13,990	0	0	0	0
		第2子	7,060	6,990	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01A	市町村民税所得割課税額77,101円未満であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	6,520	6,520	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01B	市町村民税所得割課税額 57,700円未満	第1子	21,750	21,460	0	0	0	0
		第2子	10,870	10,730	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	第1子	21,750	21,460	0	0	0	0
		第2子	10,870	10,730	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D02	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	第1子	32,260	31,820	0	0	0	0
		第2子	16,130	15,910	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D03	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	第1子	44,220	43,570	0	0	0	0
		第2子	22,110	21,780	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D04	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	第1子	58,000	57,130	0	0	0	0
		第2子	29,000	28,560	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
D05	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	第1子	75,400	74,240	0	0	0	0
		第2子	37,700	37,120	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0

○利用者負担額の算定方法

* 4～8月分は前年度、9月～翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割課税額を基に算定します。

* 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除の適用前の額になります。

○多子軽減

* 小学校就学前までの範囲において、子どもが下記の施設(※)を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

* O3A・O3B・D01A・D01Bの世帯は、上記年齢制限がありません。

※幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業

○その他

* 別途諸経費があります。金額については園に確認してください。